

広島県選挙管理委員会告示第九十二号

平成二十九年十一月十二日執行の広島県知事選挙における選挙及び当選の効力に関する異議申出について、次のとおり決定した。

平成二十九年十二月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

決 定 書

異議申出人 広島県広島市安佐南区古市3-5-3-1003
渡邊 俊幸

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成29年11月14日付けで提起のあった平成29年11月12日執行の広島県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件各異議申出を棄却する。

異 議 申 出 の 要 旨

申出人の申出の趣旨は、本件選挙を無効とする旨の決定及び本件選挙における当選人湯崎英彦（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 当選人は、本件選挙の選挙運動期間以前及び期間中において、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第143条の規定に違反する政治活動用看板を設置しており、この事実について有権者が知りえたのであれば、当選人の得票に影響を与えたことは明白である。
- (2) 選挙前に、当選人の公選法違反の政治活動用看板について、広島県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は警察への通報や適切な指導若しくは警告等を怠っていたのではないかとの疑義がある。
- (3) したがって、到底公正な選挙が行われたとは言えず、本件選挙は無効であり、また当選人の当選は無効である。

決 定 の 理 由

1 異議申出の経緯等

平成29年11月14日、申出人は当委員会に対して異議の申出を行った。当委員会は、本件異議の申出の形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じた。その後、申出人から平成29

年11月24日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件異議の申出が適法なものとなったことを認めて、これを受理し、慎重に審理を行った。

2 当委員会の判断

(1) 公選法第205条第1項の規定によれば、選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、選挙が選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ア 同項にいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」とされている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

イ また、同項にいう「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「選挙の規定の違反が若しその違反がなかつたならば選挙の結果につき或は異つた結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいう」とされている（昭和23年6月26日最高裁判所判決）。

ウ もっとも、候補者や選挙運動者等の違法行為に関しては、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」が（前掲昭和61年2月18日最高裁判所判決）、「特段の事態を生じた場合」とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあつても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解する」とされている（昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決）。

(2) 次に、当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはそ

の手續，各候補者の有効得票数の算定，または，当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して，当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい，広く選挙の法規の違反，殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として，当選の無効を主張する場合を含まない」とされている（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）。

(3) 当委員会は，以上のことから，申出人の主張について，次のとおり判断した。

ア 選挙を無効とする決定を求める主張について

申出人は，当選人が公選法の規定に違反する政治活動用看板を設置しており，また，これに対して県委員会が警察への通報や適切な指導等を怠っていたなか行われた本件選挙については，公正な選挙が行われていなかったと主張する。

しかし，公選法第205条第1項にいう「選挙の規定に違反する」とは，前掲昭和61年2月18日最高裁判所判決がいうように，選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること，又は選挙の管理執行の手續上，選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指し，選挙人，候補者，選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは，これに当たらない。

また，申出人は，当選人の当該政治活動用看板の設置について，選挙人が知れたならば選挙の結果が異なつたことは明白であると主張するが，この主張を証するに足りる証拠があるとはいえず，これが，選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたとして，選挙を無効としなければならない場合，あるいは，選挙法の理念とする自由，公正な投票が期待しがたいような事由のある場合（前掲昭和61年2月18日最高裁判所判決）にあたると判断するに足る証拠もない。

よって，申出人の主張は本件選挙を無効とする事由には当たらない。

イ 当選人の当選を無効とする決定を求める主張について

申出人は，当選人の当該政治活動用看板の設置について，選挙人が知れたなら得票数に影響を与えたことは明白である，と主張するが，前掲昭和28年2月17日東京高等裁判所判決がいうように，当選の効力に関する争訟とは，「当選人の決定が違法であること，すなわち，決定をした機関の構成若しくはその手續，各候補者の有効得票数の算定，または，当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して，当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい，広く選挙の法規の違反，

殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」と解されていることから、当選人の違法行為を理由とした当選無効の主張は認められない。

よって、申出人の主張は当選人の当選を無効とする事由には当たらない。

- 3 以上のとおりで、申出人の主張には理由がないから、当委員会は、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

平成29年12月19日

広島県選挙管理委員会

委員長 国 政 道 明

この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。